

三木町告示第198号

三木町保育施設等の利用調整に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 28 日

三木町長 伊 藤 良 春

三木町要綱第52号

三木町保育施設等の利用調整に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町保育施設等の利用調整に関する要綱（令和 2 年三木町要綱第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保育所又は」を「保育所、認定こども園又は」に改める。

第 2 条第 2 項中「子ども・子育て支援支給・給付認定申請書（新規・変更）兼現況届兼入園（所）申込書」を「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定申込書」に、「申請書」を「申込書」に改める。

第 3 条中「調査のため、申請書内に定める」を「調査に必要な」に改める。

別表第 1 中「

⑤	疾病	1 か月以上の入院または入院見込みの場合		20
		自宅療養	常時臥床の場合	20
			1 か月以上の安静を要すると診断された場合又は日常生活動作に支障を来している場合	18
			上記以外で通院加療が必要な場合	12
	障がい	「身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級所持」、「療育手帳（A）またはA所持」、「介護保険の要介護度が 3 ～ 5」のいずれかに該当する場合		20
		「身体障害者手帳 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「療育手帳（B）またはB所持」、「介護保険の要介護度が 1 ～ 2」のいずれかに該当する場合		18
		「身体障害者手帳 4 ～ 6 級所持」、「介護保険の要介護度		12

		が要支援」のいずれかに該当する場合	
⑥	介護等	病人・臨床者・障がい者（児）の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付き添いのため、保育ができない場合	区分②を準用
⑦	災害復旧	火災・風水災害等で家屋が失われ復旧にあたっているため、保育ができない場合	区分①を準用
⑧	就職活動	求職活動（起業準備を含む。）のため、保育ができない場合	2

」を「

⑤	疾病	1 か月以上の入院または入院見込みの場合		20	
		養	自宅療	常時臥床の場合	20
				1 か月以上の安静を要すると診断された場合	18
				上記以外で疾病により日常生活に支障がある場合	8
	障がい	「身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級所持」、「療育手帳（A）またはA所持」、「介護保険の要介護度が 3 ～ 5」のいずれかに該当する場合			20
		「身体障害者手帳 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「療育手帳（B）またはB所持」、「介護保険の要介護度が 1 ～ 2」のいずれかに該当する場合			18
		「身体障害者手帳 4 ～ 6 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合			12
⑥	介護・看護	親族の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付き添いのため、保育ができない場合		区分②を準用	
⑦	災害復旧	火災・風水災害等で実際に居住していた家屋が被災し、復旧にあたっているため、保育ができない場合		区分①を準用	
⑧	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）のため、保育ができない場合		2	

」に、「

⑩	虐待・DV	家庭内において虐待又は暴力等を受けるおそれがある場合（公的機関が発行する証明が交付される場合に限る。）	30
---	-------	---	----

」を「

⑩	虐待・DV	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある と認められる場合又は配偶者からの暴力により保育を行う ことが困難であると認められる場合（公的機関が発行する 証明が交付される場合に限る。）	30
---	-------	---	----

」に改め、別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

調整点数表

条件		調整点数
申込児童が同一認定こども園内で1号認定から2号認定へ転籍する場合（保育を必要とする事由が求職活動である場合を除く）		30
申込児童が認定こども園へ移行する保育所や幼稚園に在籍しており、移行後、その認定こども園で2号認定児として在籍する場合		30
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		10
ひとり親家庭の場合（父又は母が死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚調停中の場合を含む。）		30
生活保護世帯の場合（就労等による自立支援につながる場合に限る。）		10
保護者の育児休業が終了し、就労する場合		4
保護者の就労が内定している場合		△ 4
保護者が保育士、保健師、看護師又は准看護師の資格を有しており、町内に所在する認可保育施設等で働くことが決まっている場合		30
保護者が保育士の資格を有しており、町外に所在する認可保育施設等で働くことが決まっている場合		5
既に申込児童の兄弟・姉妹が保育施設等（2号認定・3号認定）に入所しており、その保育施設等に入所を希望する場合（兄弟・姉妹が入所している保育施設等に転所を希望する場合を含む。）		20
申込児童が小規模保育事業など地域型保育事業の2歳児クラスを卒園する児童である場合		20
申込児童の兄弟・姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育施設等に同時に入所を希望する場合		4
65歳未満の同居の親族等に関して	町長が定める期限までに、保育を必要とする証明書を提出していない場合※ 1	△10
	保育施設等利用調整基準表の区分⑧のみに該当する場合	△10
町長が定める期限までに、父母に関して保育を必要とする書類を提出し		△20

ない場合※ 1		
未納の保育料があり、かつ、納付の相談のない場合又は未納の保育料の納付の約束を履行しない場合（卒園児を含む。）		△30
正当な理由なく保育施設等の入所決定を辞退するなど、過去に公正な利用調整に支障をきたすような行為を行ったことがある場合（当該辞退するなどした日と利用希望日が同一年度内である場合に限る。）		△30
備考		

※ 1 「保育を必要とする証明書」とは第 3 条に掲げる書類をいう。

別表第 3 中「

3	保護者等が養育している18歳未満の児童の数（児童の数が多い世帯を優先する。）
4	順位（①～⑩の順） ①疾病・障がい ②居宅外労働（自営を除く。） ③自営（居宅外）（代表者に限る。） ④自営（居宅外）（代表者以外） ⑤自営（居宅内）・内職 ⑥妊娠・出産 ⑦介護等 ⑧就労が内定している場合 ⑨就学 ⑩就職活動

」を「

3	保護者が養育している18歳未満の児童の数（児童の数が多い世帯を優先する。）
4	順位（①～⑩の順） ①疾病・障がい ②居宅外労働（自営を除く。） ③自営（居宅外）（代表者に限る。） ④自営（居宅外）（代表者以外） ⑤自営（居宅内）・内職 ⑥妊娠・出産 ⑦介護・看護 ⑧就労が内定している場合 ⑨就学 ⑩求職活動

」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年10月 1 日から施行し、令和 9 年 4 月 1 日以後の保育施設等の入所の申込みに係るものから適用する。